生産緑地指定後30年経過を事由とした買取申出の手続きについて

※特定生産緑地指定を行った農地は対象になりません。

買取り申し出書等の提出

提出していただく書類:

- ・買取申出書(1筆 1枚 申出者は土地の所有者になります。)※実印
- 印鑑登録証明書
- ·周辺状況図(S=1/2,500)
- 現況写真
- · 写真撮影位置図
- 所有権以外の権利の消滅誓約書
- ·登記事項証明書(土地登記簿謄本)
- ・地図に準ずる図面(公図)
- ・地積測量図(ある場合のみ)

法務局で発行され、公印が押印され た本通(オンライン登記情報提供制 度で発行され、公印の押印が無いも のは不可)

- ※代理人の方が提出される場合は、委任状の提出が必要です。
- ※印鑑登録証明書の住所、戸籍謄本の本籍地や登記簿謄本の所有者住所が同一でない場合は、住所等の整合がとれる書類(例:本籍記載の住民票、地番改正の証明書など)が必要です。

提出先:農とみどりの振興課(西館2F Tel 072-924-9864)

<提出後の処理の流れ>

- ①当日は仮受付証を発行し、提出内容の確認後、後日受理通知書を送付いたします。
- ②受理日から1か月後までに、市役所内での買取希望の有無につき通知書を送付いたします。
- ③受理日から3か月の間、買取希望の連絡がなかった場合、3か月が経過した日以降、当該 生産緑地の行為制限が解除となります。